

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2025年9月26日

【会社名】 株式会社F u s i c

【英訳名】 F u s i c C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 納富 貞嘉

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区天神四丁目1番7号第3明星ビル6F

【電話番号】 092-737-2616 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部長 小田 晃司

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区天神四丁目1番7号第3明星ビル6F

【電話番号】 092-737-2616 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部長 小田 晃司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、2025年9月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年9月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、納富貞嘉、濱崎陽一郎、安浦寛人、中村陽二を選任するものであります。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年12月15日開催の当社臨時株主総会において、年額7,000万円以内（うち社外取締役分は年額500万円以内）としてご承認をいただいております。現在に至っております。

今般、取締役会の監督機能強化（コーポレート・ガバナンス強化）を図るため、社外取締役を1名増員することに伴い、取締役の報酬等の額を現行の年額7,000万円以内に据え置いた上で、そのうち社外取締役分を年額1,500万円以内に改定するものであります。

第3号議案 社外取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年12月15日開催の当社臨時株主総会において年額7,000万円以内（うち社外取締役分は年額500万円以内）にご承認いただいております。第2号議案をご承認いただきますと、年額7,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内）となりますが、今般、当社の社外取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促す目的で、上記の報酬枠の内枠にて、対象取締役に対し、新たに業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。また、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額300万円以内、発行又は処分される当社普通株式の総数は年間1,000株以内であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 (%) | |
|---|------------|------------|------------|------|------------------------|-------|
| 第1号議案 取締役4名選任の件 | | | | | | |
| 納富 貞嘉 | 9,008 | 37 | | (注)2 | 可決 | 99.58 |
| 濱崎 陽一郎 | 9,008 | 37 | | | 可決 | 99.58 |
| 安浦 寛人 | 9,008 | 37 | | | 可決 | 99.58 |
| 中村 陽二(注)1 | 9,009 | 36 | | | 可決 | 99.59 |
| 第2号議案 取締役の報酬額改定の件 | 9,006 | 39 | | (注)3 | 可決 | 99.56 |
| 第3号議案 社外取締役に対する 業績条件型譲渡制限 付株式の付与のため の報酬決定の件 | 9,004 | 41 | | | 可決 | 99.54 |

(注) 1. 取締役中村陽二につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を表記しておりますが、戸籍上の氏名は松尾陽二であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。